

1

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託(波除小学校区)

2. 契約の相手方

波除地域活動協議会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

広報紙の全世帯・事業者への配布を通じて、地域社会が抱える課題解決や地域の福祉・安全性の向上、新たな地域人材の発掘等、さまざまな相乗効果をめざしており、これらを実現するための手法を各事業者から企画提案していただくことで地域実態に即した課題解決につながることから公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課 (総合政策)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託(弁天小学校区)

2. 契約の相手方

弁天地域活動協議会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

広報紙の全世帯・事業者への配布を通じて、地域社会が抱える課題解決や地域の福祉・安全性の向上、新たな地域人材の発掘等、さまざまな相乗効果をめざしており、これらを実現するための手法を各事業者から企画提案していただくことで地域実態に即した課題解決につながることから公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課 (総合政策)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度港区広報紙編集等業務(令和7年5月号～令和8年4月号)

2. 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

広報紙「広報みなと」は、区の施策や暮らしに必要な情報、各種イベント・行事など、区民に関わりの深い情報を広く伝えるための情報伝達媒体として非常に重要な役割を果たしている。

本業務は、「広報みなと」を通じ区民に必要な情報を確実に伝えるため、事業者がもつ企画編集・デザインのノウハウを活用して区民目線での紙面作成を行うことで、親しみやすく読みやすい広報紙を提供することを目的としており、当該目的を達成するため、公募型プロポーザル方式を採用し事業者を選定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課 (総合政策)

随意契約理由

1. 案件名称

港区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託

2. 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

港区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用する。公募にあたっては、業務に関する提案並びに業務実施にかかる経費の縮減に関する提案を求めることにより、実施事業者のもつ建築物等の施設管理に関するノウハウや幅広い知識・経験、専門性を活用することで、効率的かつ効果的な施設管理業務を実施していくことが期待できる。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課 (総務・人材育成)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

本事業は、人と人が出会いつながる機会を提供することで、住民主体の豊かなコミュニティづくりを促進し、地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としており、その目的を達成するため、受託者の持つ地域コミュニティづくりの推進に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課 (市民活動推進)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

本事業は、人と人が出会いつながる機会を提供することで、住民主体の豊かなコミュニティづくりを促進し、地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としており、その目的を達成するため、受託者の持つ地域コミュニティづくりの推進に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課 (市民活動推進)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題がみられる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。こうした状況の中で「新・市政改革プラン」の取組方針の1つである「ニア・イズ・ベターの徹底」において掲げられている「地域活動協議会の更なる活性化」を進めていくには、専門的なスキルやノウハウを持つ事業者の支援が不可欠であると考えるため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課 (市民活動推進)

随意契約理由

1. 案件名称

令和7年度港区地域福祉サポート事業

2. 契約の相手方

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は福祉局で実施している事業において設置している「見守り相談室」と連携して実施することで、地域の見守り体制づくりや要援護者の情報共有など、より効果的な事業の推進を図っているところである。また、港区社協とは、平成26年度以降、「地域福祉活動の支援に係る連携協定」を交わしており、共同して地域福祉の推進を図っている。以上の理由により、地域課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体や地域における社会資源などをもち、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である「港区社協」を指名する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 保健福祉課